



参議院選挙制度の見直し ～ 一票の格差 ～

日本の立法府は、明治23年に開院された帝国議会においては衆議院と貴族院、昭和22年に第一回目が招集された国会においては衆議院と参議院と、一貫して二院制を採用していますが、その一翼を担う参議院のあり方について、国民の皆様からも様々な意見が寄せられ、参議院内においても選挙制度や委員会運営などの改革の議論が行われています。今号では、私自身が会派を代表して委員を務める「参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会」(以下、選挙制度委員会)での議論についてご報告いたします。

参議院選挙の一票の格差をめぐる訴訟(定数訴訟)において、最高裁判所は、平成22年と平成25年の選挙について、合憲・違憲状態という判決を出しました。2回に渡る司法からの厳しい判決を参議院として重く受け止め、平成27年8月には、都道府県選挙区を一部合区とする公職選挙法の改正を行い、ご承知の通り平成28年の参議院選挙は、鳥取と島根、徳島と高知の合区による選挙となりました。その結果、一票の格差は3.08倍まで縮小し、昨年9月の最高裁判決では、一票の格差を是正する立法府の更なる取組みを促しつつも合区を導入した努力を評価し、合憲と判断されました。ところが、制度改正後、合区となった県民や全国知事会、さらには合区案を作成し可決させた自民党議員からも、合区によって都道府県ごとに集約された意見が参議院に届けられないことや、合区対象県における投票率の低下などを理由に、合区解消を求める意見が出されるようになりました。

<参議院議員選挙定数訴訟最高裁判決>

選挙実施年	制度改正	一票の格差*	最高裁判決
平成4年(1992)		6.59倍	合憲・違憲状態
平成7年(1995)	8増8減	4.97倍	合憲
平成10年(1998)		4.98倍	合憲
平成13年(2001)		5.06倍	合憲
平成16年(2004)		5.13倍	合憲
平成19年(2007)	4増4減	4.86倍	合憲
平成22年(2010)		5.00倍	合憲・違憲状態
平成25年(2013)	4増4減	4.77倍	合憲・違憲状態
平成28年(2016)	合区	3.08倍	合憲

*当日有権者数による格差

こうした経緯の中で行われている選挙制度委員会において、私自身は会派を代表して次のような意見を述べています。

<前提として>

○本来、参議院の選挙制度については、二院制の在り方(参議院の在り方)と一体的に考えるべきであり、二院制の在り方は、国のかたちがあるべきか、と合わせて考えるべきである。

<中長期的視点で>

○将来の国のかたちとして、国から地方への権限・財源・人間を大胆に移譲する地方分権の下、道州制を目指している。

○大胆な地方分権改革や道州制が実現された時の参議院の選挙制度については、比例代表制を残しつつ、地方選挙区の定数は、人口比例にこだわらず、各都道府県または道州への同数割り振りとし、地方の代表性を重視することも大いに考えられる。

○大胆な地方分権改革とそれに合わせた選挙制度改革を加速化させるべき。

＜現下の対応について＞

○現状の国と地方の関係、現状の二院制の在り方を前提とすれば、他に一票の格差を是正する方策がない以上は、合区を維持するほかない。

○過去の最高裁判決が示す通り、参議院にも一票の格差解消の厳格性が求められており、前回選挙で合区を導入した結果一票の格差が3倍程度となったことは評価されている。憲法上、国会議員は地域の代表ではなく全国民の代表と規定されている。参議院が違憲状態を解消するために取り得る策として合区を導入したことはやむを得ない。

平成19年7月、私が初当選した時の国会は、衆参の最大会派が異なるねじれ状態でした。衆議院で可決しても参議院で否決されることや、参議院で修正されて再び衆議院で審議することが日常茶飯事の中、私だけでなく国民の皆さんも「強い参議院」を実感した時期でした。日本の参議院は、二院制を採る他国と比較しても、相対的に強い権能を有しています。衆議院だけでなく「強い参議院」にはそれ相応の一票の格差是正が求められると考えます。合区を解消するのであれば、一票の格差を是正する他の方策を考えるか、参議院議員を地域

代表とする憲法改正をするほかありません。

それでは、合区以外に一票の格差を解消する策として、どのようなものが考えられるでしょうか。

1. ブロック制：都道府県選挙区と比例代表の2本立てをやめて、例えば全国を11ブロックに分ける。
2. 連記制：埼玉県、東京都など、議員あたりの人口が多い選挙区の有権者は、候補者の名前を連記し、2名に投票出来る。
3. 奇数配当区：議員あたりの人口が少ない選挙区は定数1とし、3年に1回ではなく6年に1回のみ選挙区選挙が行われる。
4. 比例代表定数を減らし、選挙区定数を増やす。例：比例代表96→66、選挙区146→176
5. 議員定数を増やし、議員あたりの人口が多い選挙区の定数を増やす。

合区を導入した平成27年の改正公職選挙法の附則第7条には、平成31年(来年)の参議院選挙に向けて、選挙制度の抜本的な見直しについて必ず結論を得ることが記されています。皆さんはどのようにお考えになりますか。どうぞお声をお聞かせ下さい。

参議院議員 こうだ邦子



【こうだ邦子 プロフィール】

- 1965年9月8日、岩手県遠野市に生まれる
- 東京下町の小さな工務店で、住み込みの職人さんたちに囲まれて育つ
- ICU国際基督教大学卒業（写真部部长、ロックバンドのドラム担当）
- 電通など民間企業に18年間勤務（2度の転職や契約社員を経験）
- 2007年7月、参議院選挙（埼玉県選挙区）初当選、現在2期目
- 第186回国会 参議院消費者問題に関する特別委員会委員長
- 日本大学校友会埼玉県支部顧問

趣味：犬の写真集め、プロレス 好きなもの：焼き鳥を食べながら飲む日本酒
夫とともにさいたま市浦和区在住。 電車で国会に通勤中！

こうだ邦子事務所 E-mail: info@kouda-kuniko.com

【浦和事務所】

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-3-18 セキモビル4F TEL048-815-8646/FAX048-815-8647

【東松山事務所】

〒355-0017 埼玉県東松山市松葉町1-13-5（松葉町郵便局隣り） TEL0493-59-9438/FAX0493-59-9439

【国会事務所】

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館614号室 TEL03-6550-0614/FAX03-6551-0614